

ふじと台の住所変更に関するQ & A（事業所向け）

番号	項目	質問内容	回答	しおりの 関連ページ
1	住所等 変更 通知 書	紛失等により、住所等変更通知書が手元にない場合、再発行はしてもらえるか？	<p>和歌山市役所まちなみ景観課の窓口で申請していただければ、再発行できます。</p> <p>【必要なもの】</p> <p>①申請者の本人確認ができるもの （運転免許証、マイナンバーカード等）</p> <p>②委任状（委任者の署名及び押印したもの） ※代理で申請する場合に必要です。</p> <p>【申請時に確認すること】</p> <p>①再発行が必要な方の住所、氏名</p> <p>②再発行が必要な理由</p> <p>【再発行までの期間】</p> <p>申請から約1週間後の発行となります。</p>	3ページ
2	郵便物	旧住所で差し出された郵便物について、住所変更後から1年以上過ぎても郵送されるか？	<p>郵便局から住所変更後1年間は旧住所で差し出された郵便物も配達するとの回答はいただいておりますが、住所変更のお手続きをしていただくようお願いします。</p>	5ページ

ふじと台の住所変更に関するQ & A（事業所向け）

番号	項目	質問内容	回答	しおりの 関連ページ
3	配 郵 達 便 す 局 る 以 荷 外 物 が	郵便局以外が配達する荷物について、どのくらいの期間まで変更前の住所で配達してもらえるか？	<p>差出人がヤマト運輸及び佐川急便を使用する場合は、差出人に令和6年6月15日（土）から新住所を記入していただくようすみやかにお伝えください。</p> <p>A m a z o nから配達される荷物については、令和6年6月15日（土）以降で商品を注文する際に、登録住所を新住所に変更してください。</p> <p>差出人が上記以外の宅配業者を使用する場合は、差出人に新住所になることを連絡していただくようお願いします。</p>	—
4	お 住 は 知 所 が ら 変 き せ 更 用 の	住所変更のお知らせ用はがきについて、1枚ずつ投函することはできるか？	<p>1枚ずつでも投函できますが、お知らせ用はがきを入れていた封筒、輪ゴム等を使用し、まとめて投函していただくようご協力をお願いします。</p>	5ページ

ふじと台の住所変更に関するQ & A（事業所向け）

番号	項目	質問内容	回答	しおりの 関連ページ
5	（ 会 社 住 ・ 所 法 変 人 更 が の 行 手 う 続 も き の ）	会社・法人が行う手続きは、会社・法人登記の変更のみ か？	<p>しおりの次のページに掲載されているもので、該当するものがありましたら、住所変更のお手続きが必要となります。</p> <p>【しおり12ページ】 その他 （排水設備等の指定工事店、工事責任技術者に係るもの） 【しおり13・18～21ページ】 不動産登記 【しおり14ページ】 自動車関係 【しおり15ページ】 事業関係（所轄の警察署が取り扱うもの等） 【しおり16ページ】 その他（預金通帳、有価証券・株券、各種保険、各種免許・許可証等）</p> <p>しおりに掲載されているもの以外に、住所登録をしているものがありましたら、各登録先にお問い合わせの上、ご対応をお願いします。</p>	12～16 ページ （不動産 登記に ついては 18～21 ページ）

ふじと台の住所変更に関するQ & A（事業所向け）

番号	項目	質問内容	回答	しおりの 関連ページ
6	電気 住所 変更 料金 の	区域内の分譲マンションの電気の契約先は、関西電力（株）ではなく、日本電力（株）又はNext Power（株）であるが、電力会社側で住所変更をしてもらえないか？	日本電力（株）又はNext Power（株）から、電力会社側で新しい住所に書き換えるとの回答をいただきましたので、住所変更のお手続きは必要ありません。	—
7	預金 住所 変更 通帳 の	預金通帳の住所変更について、預金者が手続きせずに今回の町名地番変更に伴う住所の書き換えに対応してくれる金融機関があるようだが、対応してくれる金融機関は？	きのくに信用金庫及びわかやま農業協同組合は、預金者のお手続きなく、住所変更を行うことを確認しております。 その他の金融機関については、預金者でのお手続きが必要となりますので、各金融機関に必要な書類等をお問い合わせの上、住所変更を行ってください。	16ページ

ふじと台の住所変更に関するQ & A（事業所向け）

番号	項目	質問内容	回答	しおりの 関連ページ
8	車 検 証 の 住 所 変 更	新住所になってから車を売却する予定があるが、車検証の住所変更が必要か？	<p>1. 自動車（軽自動車を除く）を売却する場合 次の書類を用意していただくことで、車検証の住所変更は必要ありません。</p> <p>①印鑑登録証明書（住所が「ふじと台」のもの） ②住所等変更通知書又は町名地番変更証明書</p> <p>2. 軽自動車を売却する場合 車検証の住所変更は必要ありません。</p> <p>なお、上記1及び2のケースについて、買取先に自賠責保険等のお手続きで住所変更した車検証が必要ないかをご確認ください。</p>	14ページ
9		町名地番の変更日以降に車が納車されるが、車検証は新住所のもので発行されるか？	<p>車検証が令和6年6月15日（土）より前の日で発行されている場合は、お手数をおかけしますが、令和6年6月17日（月）以降に住所変更のお手続きをお願いします。</p> <p>なお、町名地番が変更される日より前での住所変更のお手続きはできませんので、ご注意ください。</p>	14ページ

ふじと台の住所変更に関するQ & A（事業所向け）

番号	項目	質問内容	回答	しおりの 関連ページ
10	会社で使用する領収書等	会社で使用している領収書等に記載されている住所は、令和6年6月15日（土）から変更前の住所（和歌山市中）のものは使用できないか？	令和6年6月15日（土）から新住所（和歌山市ふじと台）となりますので、新住所を記載したものを使用していただくようお願いします。	—
11		会社で使用している領収書等について、変更前の住所に二重線等を引き、変更後の住所を手書きしたものを使用してもよいか？	新住所の表記については、各社が検討していただいた方法でご対応をお願いします。	—
12	勤務先住所変更の	従業員が勤務先の記入が必要な契約等を行っている場合、勤務先の住所変更の手続きは必要か？	お手数ですが、契約先等に勤務先の住所変更のお手続きが必要かをご確認願います。	16ページ
13		勤務先の住所変更の手続きが必要な場合、それを証明する方法はあるか？	まちなみ景観課が発行する「町名地番変更証明書」で、変更前及び変更後の住所を証明できます。	16ページ
14	不動産登記の変更	市が郵送する登記申請書について、いつ頃郵送されるのか？	令和6年7月以降に郵送する予定です。	18ページ
15		市から郵送される登記申請書について、申請に必要な情報がすべて記入されたものが届くのか？	本市は登記申請書のひな形を郵送するため、お手数をおかけしますが、必要な情報については、申請者でご記入をお願いします。 配布したしおりに登記申請書の記入例を掲載しておりますので、そちらをご確認ください。	13ページ ・ 18～21ページ

ふじと台の住所変更に関するQ & A（事業所向け）

番号	項目	質問内容	回答	しおりの 関連ページ
16	不動産登記の変更	区画整理区域内の不動産について、権利部の住所変更の登記申請は、いつ行えばよいか？	土地区画整理組合から不動産の表題部（不動産の所在、地番等）の書き換えが完了したことをお知らせする登記完了通知書が不動産所有者あてに郵送されます。 権利部の住所変更の登記申請は、登記完了通知書が届いてから行ってください。	13ページ ・ 18～21 ページ
17		区画整理区域外に不動産を所有しているが、和歌山市から郵送される登記申請書を使用することはできるか？	使用していただくことができます。	
18		登記謄本の表題部について、変更前の所在等は記録として残るか？	変更前の所在等は、記録として残ります。	
19	（不動産登記の変更） 郵送による登記申請	不動産登記の変更について、郵送で申請はできるか？	郵送で申請していただくこともできます。 なお、郵送で申請する場合は、次のものを書留郵便（簡易書留以上）で郵送してください。 ①登記申請書 ②住所等変更通知書又は町名地番変更証明書 ※原本の還付が必要な場合は、原本還付を請求してください。 ③委任状（代理人が申請する場合） ④書留郵便（簡易書留以上）料金分の郵便切手を貼った返信用封筒（郵送による登記完了証の受取を希望する場合）	13ページ ・ 18～21 ページ

ふじと台の住所変更に関するQ & A（事業所向け）

番号	項目	質問内容	回答	しおりの 関連ページ
20	登 会 記 社 の ・ 変 法 更 人	<p>会社・法人の変更登記のうち、次の変更に伴う登記申請書は、和歌山市から郵送されるのか？</p> <p>①会社・各種法人の本店（主たる事務所）の所在地の変更登記</p> <p>②代表者等の住所の変更登記</p>	<p>会社・法人の変更登記に関する登記申請書は、本市から郵送しませんので、お手数をおかけしますが、法務局のホームページで登記申請書をご確認ください。</p> <p>※郵送した「会社・法人等の変更登記の手引き」に、記入例を掲載していますので、そちらもご確認ください。</p>	13ページ
21	登（ 郵 記 会 送 の 社 登 変 法 記 更） 人 申 請 よ る	<p>会社・法人登記の変更について、郵送で申請はできるか？</p>	<p>郵送で申請していただくこともできます。</p> <p>なお、郵送で申請する場合は、次のものを書留郵便（簡易書留以上）で郵送してください。</p> <p>①変更登記申請書</p> <p>②住所等変更通知書又は町名地番変更証明書</p> <p>※原本の還付が必要な場合は、原本還付を請求し、郵便切手を貼った返信用封筒を同封してください。</p>	13ページ